

○利用制限資料取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県立図書館利用規程第3条第2項の規定に基づき、図書館資料の利用制限に関し、必要な事項を定める。

(利用制限の区分)

第2条 利用を制限する図書館資料は、制限する内容により次表に掲げるとおり5種に分類する。

	閲覧	複製	貸出
第1種	(制限なし)	複製制限	貸出禁止
第2種	(制限なし)	複製禁止	貸出禁止
第3種	閲覧制限	複製制限	貸出禁止
第4種	閲覧制限	複製禁止	貸出禁止
第5種	閲覧禁止	複製禁止	貸出禁止

(資料及び目録の整備)

第3条 利用を制限する図書館資料及びその目録には、その分類に従って必要な識別を付す。

2 利用を制限する図書館資料は、書庫に配架する。

3 利用を制限する図書館資料は、そのタイトル及び制限内容を記載した台帳を作成する。

(目録の公開)

第4条 利用を制限する図書館資料の目録は公開する。

(利用者への説明)

第5条 利用を制限された図書館資料を利用しようとする者に対しては、当該資料の利用に際し、制限の内容について口頭又は文書により説明する。

(検討委員会の設置)

第6条 図書館資料の利用制限に関し必要な事項を検討するため、館内に利用制限資料検討委員会を設ける。

2 利用制限資料検討委員会について必要な事項は、館長が別に定める。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、図書館資料の利用制限に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年5月2日から施行する。